

# 浜田市公文書管理条例の制定および公文書管理体制の抜本的改善に関する請願書

令和8年2月10日

浜田市議会議長 様

紹介議員 森谷公昭

【請願趣旨】 公文書は、行政の意思決定の過程を記録した市民の共有財産であり、民主主義を支える重要な基盤です。

しかしながら、現在、浜田市においては、スポーツ審議会等の附属機関において施設の必要数などの重要な計画数値が変更されているにもかかわらず、その理由や根拠となる記録が残されていない、あるいは「文書不存在」として開示されないといった事態が頻発しています。

本来あるべき記録が存在しない、あるいは決定のプロセスが不透明であることは、行政の継続性を損なうだけでなく、市民による事後的な検証を不可能にするものです。

また、文書管理のずさんさは、行政への信頼を根底から揺るがす重大な問題と言わざるを得ません。

国においては「公文書等の管理に関する法律」が施行されており、多くの自治体でも独自の公文書管理条例を制定し、意思決定プロセスの透明化を図っています。

つきましては、浜田市においても、文書作成の義務化、適切な保存、および適切な廃棄のルールを明確に定め、市政の透明性を確保するため、下記の通り請願いたします。

## 【請願事項】

1. 意思決定の過程や事務の実施状況を合理的に跡付け、検証できるよう、速やかに「浜田市公文書管理条例」を制定すること。
2. 審議会や各種会議における決定事項の変更理由や根拠等、重要な政策決定プロセスについては、必ず文書を作成し、保存することを義務付けること。
3. 「あるべき文書がない」という事態を防ぐため、文書の発生から廃棄に至るまでの管理体制を抜本的に見直し、職員の意識改革と責任の所在を明確にすること。

## 【請願者】

〒697-0034 浜田市相生町3773-1  
株式会社 コムサグリ  
代表取締役 森谷公昭  
TEL 0855-22-2999

